



1,870 円を加算する。

注2 マッサージのみの場合は算定できない。

(2) 往療料 2,760 円

① (略)

② (略)

③ 片道 16km を超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 施術料

① はり・きゅう

a 1術の場合 1日1回限り 3,000 円

b 2術(はり・きゅう併用)の場合 1日1回限り 4,230 円

注1 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき300円を加算する。

なお、片道16kmを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

※ 「特別地域」は、労災に準じるものとする(以下同じ)。

② マッサージ

a マッサージを行った場合 1日1回限り 3,000 円

1,870 円を加算する。

(2) 往療料 2,760 円

① 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、3,060 円を加算する。

② (略)

③ (略)

(3) 施術料

① はり・きゅう

a 1術の場合 1日1回限り 2,940 円

b 2術(はり・きゅう併用)の場合 1日1回限り 4,070 円

c 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

② マッサージ

a マッサージを行った場合 1日1回限り 2,940 円

注1 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき300円を加算する。

なお、片道16kmを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

b 温罨法を併施した場合 1回につき 205円加算

c 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき 470円加算

③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り 4,230円

注1 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき300円を加算する。

なお、片道16kmを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 訪問施術料

訪問施術料1	1回につき	1 傷病部位が2以上にわ
--------	-------	--------------

\_\_\_\_\_特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

b 温罨法を併施した場合 1回につき 150円加算

c 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき 450円

③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り 4,070円

\_\_\_\_\_傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

(新設)

はり・きゅう	1 術の場合	5,760 円	<p>たり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。</p> <p>2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき300円を加算する。</p> <p>なお、片道16kmを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p>
	2 術の場合	6,990 円	
	訪問施術料 2	1 回につき	
	1 術の場合	4,380 円	
	2 術の場合	5,610 円	
	訪問施術料 3 (3～9人の場合)	1 回につき	
	1 術の場合	3,550 円	
	2 術の場合	4,780 円	
	訪問施術料 3 (10人以上の場合)	1 回につき	
	1 術の場合	3,180 円	
2 術の場合	4,410 円		
マッサージ	訪問施術料 1	1 回につき 5,760 円	<p>1 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。</p> <p>2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき300円を加算する。</p> <p>なお、片道16kmを超える場合の特別地域加算</p>
	訪問施術料 2	1 回につき 4,380 円	
	訪問施術料 3 (3～9人の場合)	1 回につき 3,550 円	
	訪問施術料 3 (10人以上の場合)	1 回につき 3,180 円	

			は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
	温罨法を併施した場合	1回につき 205円加算	変形徒手矯正術との併施は認められない。
	変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 470円加算	マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術（※）を行った場合に限り、両方の料金を算定すること。 ※ 6大関節（肩、肘、手首、股関節、膝、足首）を対象とし、1肢（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）毎に算定する。
はり又はきゅうと マッサージの併用			1 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合組織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
訪問施術料1	6,990円		2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき300円を加算する。 なお、片道16kmを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶
訪問施術料2	5,610円		
訪問施術料3 (3～9人の場合)	4,780円		
訪問施術料3 (10人以上の場合)	4,410円		

		<u>対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u>	
<p>※ 「<u>訪問施術料</u>」とは、同一日に同一の建築物（<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。</u>）で<u>施術を行った患者数が1人の場合は訪問施術料1、2人の場合は訪問背実亮2、3人以上の場合はその人数に応じた訪問施術料3の各区分により、算定する。</u></p>			
<u>4</u> 担当方針 （略）		<u>(5)</u> 電気・光線器具による療法 1日1回限り <u>553円</u> 加算	<u>4</u> 電気・光線器具による療法 1日1回限り <u>550円</u> 加算 <u>5</u> 担当方針 （略）